

○白井市住宅リフォーム補助金交付要綱

平成24年2月22日

告示第16号

改正 平成27年3月3日告示第19号

平成28年1月27日告示第10号

平成30年1月11日告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活環境の向上に資するとともに、緊急地域経済対策として住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、市内施工業者により自己が居住する住宅のリフォーム工事を行った者に対し、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、マンションその他の同一棟内に独立して居住の用に供する部分が複数ある共同住宅にあつては自己の占有する部分を、自己の居住の用に供する部分の他に店舗、事務所、賃貸住宅その他事業の用に供する部分がある併用住宅にあつては自己の居住の用に供する部分いう。
- (2) リフォーム工事 住宅で施工される次に掲げる工事をいう。
 - ア 内外装の修繕に関する工事
 - イ 機能向上に関する工事
 - ウ 増築、改築及び間取りの変更に関する工事
- (3) 市内施工業者 白井市内に本店を有する法人又は個人事業主で、前年度分の市税を滞納していない者

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(補助対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に現存し、都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に違反していない住宅とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に現に居住していること又はリフォーム工事完了後に居住すること。
- (2) 前年度分の市町村税（特別区税を含む。）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、補助対象者としてすることができる。

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(補助対象経費等)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内施工業者により施工される補助対象住宅のリフォーム工事に係る経費で、当該経費の合計が20万円以上であるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費
- (2) 過去に市から補助金を受けたリフォーム工事と同一箇所の工事に係る経費
- (3) 既に同一年度に市からリフォーム工事の補助金を受けている住宅のリフォーム工事に係る経費
- (4) 市の他の制度による補助金等を受けている工事に係る経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

2 前項の場合において、併用住宅の屋根、外壁その他の住宅以外の部分も併せて行うときは、住宅部分の床面積を建築物全体の床面積で除して得た値に、全体の工事経費の額を乗じて得た額を補助対象経費とする。

(一部改正〔平成30年告示4号〕)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事に係る契約を締結する前に、白井市住宅リフォーム補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 前年度分の市町村税（特別区税を含む。）の納税証明書の写し
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写しその他当該補助対象住宅を所有していることを明らかにする書類
- (3) 補助対象住宅の確認済証の写し
- (4) リフォーム工事に係る見積書の写し
- (5) リフォーム工事前の状況を明らかにする写真
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
- (7) 施工業者が市内に本店を有する法人又は個人事業主であることを証明できる書類
- (8) 施工業者の前年度分の市税の納税証明書の写し
- (9) 確認書（別記第2号様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 リフォーム工事を実施する市内施工業者は、前項第7号及び第8号の書類を申請者に代わって市長に提出することができる。
- 3 申請者は、第1項第7号及び第8号の書類を既に提出している市内施工業者とリフォーム工事に係る契約を締結する場合は、同一事業年度に限り第1項の申請書に同項第7号及び第8号の書類の添付を省略することができる。

(一部改正〔平成27年告示19号・28年10号〕)

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白井市住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(申請内容の変更又は中止)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたとき又はリフォーム工事を中止しようとするときは、速やかに白井市住宅リフォーム補助事業変更（中止）申請書（別記第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、白井市住宅リフォーム補助事業変更（中止）承認通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(実績報告)

第10条 交付決定者は、リフォーム工事が完了したときは、白井市住宅リフォーム補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る契約書の写し
- (2) リフォーム工事に要した費用の領収書の写し
- (3) リフォーム工事の竣工図等（図面に変更がある場合に限る。）
- (4) リフォーム工事の施工箇所ごとの、工事中及び工事完了後の状況を明らかにする写真（撮影場所を示した図面等を含む。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する実績報告書は、リフォーム工事の完了日から30日以内又は第8条に規定する通知があった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(一部改正〔平成27年告示19号・28年10号〕)

(額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定により報告があったときは、その内容を審査し、

相当と認めるときは、白井市住宅リフォーム補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、白井市住宅リフォーム補助金交付請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない

2 前項に規定する請求書は、前条の規定による通知のあった日の属する年度の3月末日までに提出しなければならない。

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が補助することが不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、白井市住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、白井市住宅リフォーム補助金返還命令書(別記第10号様式)により行うものとする。

(一部改正〔平成28年告示10号〕)

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(一部改正〔平成27年告示19号・30年4号〕)

附 則（平成27年告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年告示第10号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第4号）

この告示は、公示の日から施行する。

